



## 新たな租税優遇措置について～産業革新条例改正草案

2018年12月20日及び2019年3月21日に「産業革新条例」の一部条文改正草案が行政院で可決されました。「スマート機械又は5G関連設備技術等の投資税額控除」及び「未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除」等の租税優遇措置が含まれます。

行政院は積極的に立法院の与野党と協議し、法改正手続を迅速に進めるとのことです。日系企業に影響があると予想される項目は以下の通りです。

### 「スマート機械又は5G関連設備技術等の投資税額控除」

産業革新条例第10条の1改正草案(2018.12.20行政院可決)

#### ■ 適用項目及び適用期間

1. 「新規スマート機械」投資税額控除適用期間：2019年1月1日～2021年12月31日(3年間)
2. 「5Gシステム関連のソフト・ハードウェア、技術又は技術サービスの導入」投資税額控除適用期間：2019年1月1日～2022年12月31日(4年間)

#### ■ 租税優遇について

会社は自社で使用する「新規スマート機械」及び「5Gシステム関連のソフト・ハードウェア、技術又は技術サービスの導入」に投資し、専門案件として申請し承認を受けた後、次の2つから1つを選択し、営利事業所得税額から控除することができる。(但し、税額控除額は各事業年度の税額控除前営利事業所得税額の30%を限度とする)

1. 支出額の5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除する。
2. 支出額の3%を上限として、当年度より3年間にわたって各事業年度の営利事業所得税額から控除する。

### 「未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除」

「産業革新条例第23条の3」一部条文改正草案(2019.3.21行政院可決)

#### ■ 適用項目及び適用期間

「未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除」の租税優遇措置は、会社の2018年末処分利益課税申告より適用され、2029年12月31日までとする。

#### ■ 租税優遇について

会社が生産技術、製品又は役務品質の向上のため、当該利益発生年度の翌年より3年以内において、当該利益により、自社の生産又は営業に供する建築物、ソフト・ハードウェア設備又は技術を建築又は購入し、その金額が一定の額に達した場合(「未処分利益による実質投資」)、当該投資金額を当年度未処分利益課税額の計算時に、減算項目に計上することが出来る(「5%の未処分利益課税の免除」)。

#### ■ 関連改正条文の内容は次ページを参照。

## 添付

■ **産業革新条例第10条の1改正草案(2018.12.20行政院可決) -「スマート機械又は5G関連設備技術等の投資税額控除」改正条文の内容**

産業構造を最適化し、スマート化、高度化への転身の達成、及び多元的、革新的な応用を奨励するため、直近3年で環境保護、労働者、又は食品安全衛生等の関連法令に違反し、違反の状況が重大であるという条件に当てはまらない会社又は有限責任組合が、2019年1月1日から2021年12月31日までに、自社で使用する新規スマート機械に投資する場合、又は2019年1月1日から2022年12月31日までに、第5世代移動通信システム関連の新規ハードウェア、ソフトウェア、技術又は技術サービスの導入に投資する場合、同一課税年度内のその支出合計額がNT\$100万以上10億以下の範囲において、下記2つから1つを選択し、営利事業所得税額から控除することができる。選択後、変更することはできない。但し、税額控除額は各事業年度の税額控除前営利事業所得税額の30%を限度とする。

1. 支出額の5%を上限として、当年度の営利事業所得税額から控除することができる。
2. 支出額の3%を上限として、当年度より3年間にわたって各事業年度の営利事業所得税額から控除することができる。

会社又は有限責任組合が、同一年度において、前項の投資税額控除及びその他投資税額控除を併用適用する場合、当年度控除可能合計額は、当年度の営利事業所得税額の50%を上限とする。但し、その他法律規定により当年度が控除最終年度であり、且つ控除金額に制限を受けない場合、この限りでない。

第1項に述べるスマート機械とは、ビッグデータ、人工知能、IoT、ロボット、リーン生産方式、デジタル管理、O2O(online to offline)、積層造形又はセンサーに係るスマートテクノロジー要素を運用し、生産情報可視化、故障予測、精度補正、自動パラメータ設定、自動制御、自動スケジューリング、SaaS(Software as a Service)、フレキシブル生産又は混合生産を有するスマート機能を指す。

第1項に述べる第5世代移動通信システムとは、生産効率の向上又はスマートサービスの提供のため、第三世代携帯電話の無線通信技術に関する標準化プロジェクト(3GPP)のリリース15以上の規定に適合する中高周波通信技術、多素子アレーアンテナ、ネットワークスライシング、ネットワーク仮想化、

ソフトウェア・デファインド・ネットワーク、エッジコンピューティング等の第5世代移動通信(5G)に係る技術、設備(テスト用を含む)又はバーティカル産業向けアプリケーションシステムを運用したものを指す。

会社又は有限責任組合は第1項投資税額控除の適用を申請する場合、一定の効果を伴う投資計画を提出し、各中央目的事業主務機関から専門案件として承認を受けなければならない。且つ同一課税年度の申請は1回を上限とする。

前5項のスマート機械又は第5世代移動通信システムに係る投資税額控除の適用範囲、一定の効果を伴う投資計画、申請期限、申請手続、査定機関、控除率、当年度控除可能合計額の計算及びその他関連事項の取扱いは、中央主務機関が財政部と共同で定める。

■ **産業革新条例第23条の3の一部条文改正草案-「未処分利益による実質投資を行った場合の5%の未処分利益課税の免除」改正条文の内容**

営利事業者の利益による実質投資を推進し、生産技術、製品又は役務品質の向上を目指すため、2018年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告より、会社又は有限責任組合は本業又は付属業務の経営の必要により、当該利益発生年度の翌年より3年以内において、当該利益により、自社の生産又は営業に供する建築物、ソフト・ハードウェア設備又は技術を建築又は購入し、その金額が一定の額に達した場合、当該投資金額は、所得税法第66条の9の規定に基づく当年度未処分利益の計算時に、減算項目に計上することが出来る。

前項の規定を適用する会社又は有限責任組合は、所得税法第102条の2の規定に基づき未処分利益を申告する際、規定フォームに記入し、投資証明書類を添付の上、所在地の税務当局へ送付しなければならない。

第1項規定を適用する会社又は有限責任組合は、当年度の未処分利益課税を含む営利事業所得税の申告納付後、投資が完了する場合、投資完了の日より1年以内に、規定のフォームに記入し、投資証明書類を添付の上、所在地の税務当局へ第1項規定に基づく当該年度の未処分利益の再計算を申請し、過大納付税額の還付を受けることが出来る。

第1項に規定の一定の金額、前2項に規定のフォーム、投資証明書類、前項の過大納付税額の還付申請手続、要提出書類資料及びその他関連事項の取扱いは、財政部が定める。

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel :02 8101 6666  
Fax:02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel:03 579 9955  
Fax:03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel :04 2415 9168  
Fax:04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel :06 211 9988  
Fax:06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax: 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)  
Fax:02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門(会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

#### シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

[kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.